

令和4年度 県内文化団体つなぐイベント推進補助金について Q&A

Q1 応募の対象となる「文化団体等」とはどのようなものですか？

A1 下記の5種類です。このうち①の団体は、主に芸術文化活動を行うことを主たる目的として設立・運営されている団体で、芸術活動団体（楽団、合唱団、書道会、華道会等）のほか、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体、芸術家や有志による実行委員会等法人格のない団体を含みます。また、広域連合、一部事務組合も1団体として取り扱います。

団体の種別
① 団体（下記②から④以外の文化団体）
② 県内市町村
③ 県内市町村により指定を受けた指定管理者
④ 県内市町村により構成される実行委員会・協議会等
⑤ 複数の団体（上記①から④の団体等）により構成される実行委員会・協議会等

Q2 申請が1団体1事業に限られるとありますが、団体の代表者が違えば同じ団体から複数事業の申請は可能ですか？

A2 できません。次の基準で同一とみなされる団体からは1事業の申請しか受け付けません。

〈文化団体（上記A1の①）の場合〉

- ① 「団体名」が同じであれば、同一の団体とみなします。
- ② 「団体名」が違う場合でも、「団体所在地」または「代表者」が同じであれば、同一の団体とみなします。

〈複数の団体による構成される実行委員会・協議会等（上記A1の⑤の場合）

実行委委員会・協議会等を構成する個別の団体の名称により判断します。

例えば、団体Aと団体Bで構成する実行委員会が実施する事業「音楽祭」と、団体Aと団体Cで構成する実行委委員会が実施する事業「演劇祭」の申請があった場合、団体Aは2事業を申請していることとなります。そのため、この例示においては「音楽祭」又は「演劇祭」どちらかの事業しか申請できません。

また、団体名が違う場合でも、「団体所在地」または「代表者」が同じであれば、同一の団体とみなします。

〈市町村等（上記A1の②から④）の場合〉

市町村名が同じであれば、同一の団体とみなします。市町村名は下記により判断します。

区分	判断基準
県内市町村	市町村名 (課等の部署・施設が申請する場合はそれらが所属する市町村名)
県内市町村により構成される実行委員会・協議	実行委員会・協議会等を構成する市町村名 (複数の市町村により構成されている場合は、個別の市町

会等	村ごとに判断します。)
県内市町村により指定を受けた指定管理者	指定元の市町村名 (複数の市町村により構成されている場合は、個別の市町村ごとに判断します。)

Q 3 「芸術文化活動」はどのようなものを含まれますか？

A 3 主に以下のようなものを想定しています。

- ・音楽、美術、写真、舞踊、演劇等の芸術活動
- ・映画等のメディア芸術
- ・雅楽、能楽等の伝統芸能や、地域固有の民俗芸能
- ・落語、民謡等の芸能
- ・茶道、華道、書道等の生活文化 等

ただし、単なる文化教室の発表会や親睦目的の活動は含みません。興行も対象外とします。

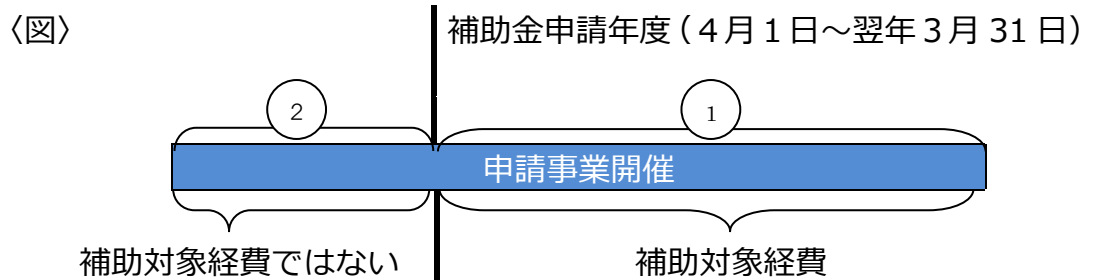
Q 4 「文化を通じた世代間や地域間等の交流」、「次世代の育成」、「継続性が期待できる事業展開」、「多数の県民の積極的な参加」はそれぞれどういったものですか？

A 4 内容についてはそれぞれ募集要項に定めるとおりですが、県として期待している内容は以下のようなものです。なお、いずれも原則として芸術文化の振興を事業目的としている事業を対象とし、他目的の事業に付随して実施する事業は対象としません。

- ・「文化を通じた世代間や地域間等の交流」  
…交流することにより相乗効果が発揮できるもので、その内容が先駆的・創造的なもの
- ・「次世代の育成」  
…単なる子どもの参加・体験にとどまらず、「育成」のための仕組みを盛り込んだもの
- ・「継続性が期待できる事業展開」  
…1回限りではなく、次年度以降も事業を拡大・大規模化して継続できるような仕組みを工夫したもの
- ・「多数の県民の積極的な参加」  
…多数の人が鑑賞するだけでなく、参加者の能動的な参加を伴って実施する事業

Q 5 申請事業の一部が申請年度の期間外に行われる場合は補助対象事業となりますか？

A 5 補助対象事業にはなりません。ただし、補助対象となる経費は年度内に実施される申請事業（下図①）に直接かかる費用のみとなります。



Q 6 申請書を出したら補助金は交付されますか？

A 6 全ての団体に補助金が交付される訳ではありません。第1次審査、第2次審査により、最終的に交付される団体を決定します。

Q 7 補助金の額はどのように決まりますか？

A 7 申請額を基に、積算の妥当性、対象経費として認められるか否か等を審査し、予算の範囲内で交付決定額を算出しますので、申請額どおり認められるとは限りません。

Q 8 事業期間中に経費の増加や収入の減少があった場合、補助金の増額を申請することはできますか。

A 8 できません。交付決定額が補助金の上限額となりますので、事業実施中に経費の増加や収入の減少があっても**補助金額の上積みはできません**。

Q 9 採択されたらいつ補助金が交付されるのですか？

A 9 補助金は全ての事業を終了した後の精算払いとします。概算払いは認められません。ただし、事業が終了する前に事業の実施上やむを得ないと認められる場合のみ、支出が完了している経費に限り、必要書類を提出することで交付決定を受けた補助金のうちの一部について交付を受けることができます。一部交付の上限額は、交付決定額の4割までです。詳細はQ19をご覧ください。

Q10 ある文化団体のA市支部が主催する事業について、同文化団体のB市支部と共催して1つの会場で実施する場合は、補助対象事業に該当しますか。

A10 該当しません。本補助金では、団体の枠組みを超えた活動を展開することにより、イベントの大規模化が図られることを期待しているため、同一団体の支部等が共催して行う事業に対する補助は想定していません。

Q11 奈良県の文化統轄団体が主催する事業について、当該統轄団体の支部や傘下の団体と共催して実施する事業は、「団体どうしをつなぐ」に該当しますか。

A11 該当しません。ただし、当該統轄団体の支部や傘下の団体と共催し、複数の地域で実施する場合は「地域どうしをつなぐ」に該当する可能性があります。詳細は Q13 をご覧下さい。

Q12 ある文化団体の A 市支部が主催する事業について、県内の複数市町村を会場に行う事業については補助対象事業となりますか。

A12 該当します。

Q13 ある文化団体の A 市支部と B 市支部が共催する事業について、A 市と B 市を会場に事業を行うものについては、補助対象事業となりますか。

A13 該当となる可能性があります。それぞれの会場の事業について、A 市支部と B 市支部が共催している場合は、補助対象事業に該当します。ただし、同一事業の別会場となっている（別の事業を抱きあわせて行っているものではない）ことが必要です。A 市支部が A 市で行う事業と、B 市支部が B 市で行う事業を一つの事業として申請する場合は、「団体どうしをつなぐ」には該当しないため、補助対象事業とはなりません。

Q14 ある団体と共催で事業を実施しようとしています。補助金の申請は連名で行わないといけませんか。

A14 連名での申請は行わず、代表の団体が申請してください。また、県からの問い合わせ窓口についても1つとしてください。なお、共催する団体の情報や、実施イベント業務の役割分担等を記載する「県内文化団体つなぐイベント推進補助金に係る共催するものについての届出（第1－9号様式）」を併せて提出してください。

Q15 食文化の振興を目的とした事業の実施を予定しています。イベントとして食材の提供が必要ですが、飲食（食材）に係る支出は補助対象経費に該当しますか。

A15 該当しません。食文化の振興を目的としたイベントは補助対象事業となりますが、飲食（食材）に係る飲食関係費用はたとえ事業の目的の達成のためであっても補助の対象外です。対象外経費として計上してください。

Q16 茶道の普及を目的とした事業の実施を予定しています。抹茶や菓子などは茶道には必要不可欠ですが、これら飲食に係る支出は補助対象経費に該当しますか？

A16 該当しません。茶道の普及を目的としたイベントは補助対象事業となりますが、飲食関係費用は事業の目的の達成のためであっても補助の対象外です。対象外経費として計上してください。

Q17 食文化の振興を目的とした事業の実施を予定しています。イベントの一環で調理したものを屋台等で販売しようと考えていますが、その売上げは収入として計上しますか。

A17 純粋な飲食関係費用（補助対象外経費として計上した飲食関係費用）よりも販売による収入が多かった場合には、その差額を収入として計上してください。また、収入が少なかった場合は、収入分を差し引いた飲食関係費用を補助対象外経費に計上して下さい。その計算については、別途計算書を用意する等により、費用の取扱を示して下さい。

Q18 体験型の事業を実施する場合、参加者から参加費や会費などを徴収しても構いませんか。

A18 参加者から参加費や会費などを徴収しても構いませんが、本補助金においての入場料等収入に該当するため、補助対象経費から差し引く必要があることに留意して下さい。なお、**料理の食材に関する飲食関係費用の取扱については、本Q AのQ15、Q16 及びQ17 を参考とし、実費弁償となる部分は収入には含めず別途計算書を用意する等により、費用の取扱を示して下さい。**

Q19 交付決定がされた後に事業を着手しましたが、事業の実施途中で資力が不足し、取引先への支払が停滞する可能性があります。補助金の一部を交付してもらうことはできますか。

A19 事業の実施上やむを得ないと認められる場合のみ、補助金一部交付申請書に必要書類を添付して申請することで、交付決定を受けた補助金のうち、一部について交付を受けることができます（一部交付の上限額は、交付決定を受けた金額の4割までです。）。添付書類として、既に支出を終えたものの証拠書類を提出していただき、**審査の上、実績額を交付します。ただし概算払いは認められません。**また、最終的に事業目的が達成されなかった場合は、**既に交付した補助金を返還していただくこと**になりますので、ご注意下さい。